「大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例施行規則（案）」に対する府民意見等の募集結果

○募集期間：　平成２７年２月２３日（月曜日）から平成２７年３月２０日（金曜日）まで

○募集方法：　郵便、ファクシミリ、電子申請

○提出人数・意見数：　３人（団体含む）・１１件

寄せられたご意見等の概要、ご意見等に対する大阪府の考え方は下記のとおりです。

なお、お寄せいただいたご意見は、趣旨を損なわない範囲で一部要約している部分があります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | ご意見等の概要 | 大阪府の考え方 |
| 周辺地域の住民への周知 | ○規則（案）概要２．（１）の文面を下記の通り変更を行うこと。（１）周辺地域は、埋立て等区域の属する自治会、搬入道路周辺域および下流域など、土砂の崩落、飛散または流出による災害および申請区域からの流出水による災害等を防止するための措置及び生活環境を保全するために講ずる措置に関係する区域とします。 | ○周辺地域の住民への周知について、規則では、・周辺地域は自治会の区域をはじめ、申請書に記載する災害を防止するために講じる措置や生活環境を保全するために講じる措置に関係する区域・説明会の開催に当たっては、あらかじめ、開催の日時・場所を周辺地域の住民の見やすい場所において行う掲示等により周知させる旨規定することとします。○許可申請前に事前の協議を行うこととしており、説明会の開催に当たっては、周辺地域の範囲等について、府と市町村で十分協議するとともに、申請予定者には、説明会開催日時や周知方法等について、自治会等と十分調整してもらうこととします。 |
| ○規則（案）概要２．（２）の文面を下記の通り変更を行うこと。（２）説明会開催の日時及び場所を、埋立て等区域の属する自治会などと調整を図り、開催２週間以上前に、周辺地域の住民の見やすい場所への掲示等により周知させるものとします。 |
| 許可の申請 | ○規則（案）概要３の図書の添付に下記事項を加えること。・条例第９条２項により作成した書面（住民への周知の内容及びその結果を記載した書面）・土砂搬入経路を記載した事業区域の位置図及び付近の見取図。土砂等の日最大搬入量及び交通整理員の配置計画 | ○住民への周知の内容及びその結果を記載した書面については、条例第10条第３項に申請書の添付書類として規定しています。○条例第10条第１項第９号に規定する土砂埋立て等に使用される土砂の搬入に関する計画として、１日当たり最大の土砂の搬入予定量を記載してもらうとともに、搬入経路図も提出してもらうこととします。交通整理員の配置については、周辺住民等の安全確保に配慮する観点から必要な場合は、事業者において対応されるものと考えます。 |
|  | ・事業区域内の雨水等を下流の水路及びため池へ放流を行う場合は、管理者（水利組合がある場合は、当該水利組合）との協議書・里道及び水路境界確定図の写し。里道及び水路を占用する場合にその許可書の写し・地域環境の保全についての計画書・その他知事が必要と認める書類及び図面 | ○下流水路の管理者など利害関係者等との協議・調整について、必要な場合は、事業者において対応されるものと考えており、条例では協議書等の提出までは求めていません。○里道・水路（法定外公共物）との境界については、申請書の添付図面への明示や確定図面等の提出を求めます。また、占用許可に係る書面についても提出を求める予定です。○地域環境の保全については、条例第10条第１項第11号で規定する「埋立て等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置」として申請書に記載することとしています。○列挙している図書のほか参考となる図書を求めることとします。 |
| 土砂の発生場所及び汚染のおそれがないことの確認（水質検査） | ○規則（案）概要８．(１)の当該土砂の採取を行った者が発行する書類について、建設工事現場から土砂を排出する場合、この書類の発行者は、元請業者の代表者ですか、現場代理人ですか。 | ○土砂の発生場所を証明する書類の発行者は、土砂を発生させる者（発注者及び請負人）の代表者又は現場責任者とします。 |
| ○規則（案）概要８．(２)について、形質変更届出を提出し、土壌汚染対策法に基づく、土壌調査命令が出なかった場合、（当該特定事業所への土砂の排出に際しては、土壌調査は不要で）利用履歴報告書の提出だけで、良いと言うことですか。仮に利用履歴報告書の提出だけで良いとなると、土壌調査を行わないことになる。万一の場合、汚染拡散のリスクが増すので、土壌調査は課すべきだと考えます。○規則（案）概要11水質検査（１）の文面を下記の通り変更を行うこと。（１）水質検査は、・・・・・とします。なお、土砂埋立て等が完了し、又は廃止したときは、届出後５年間６ケ月に１回検査するものとします。○調査の結果、基準を超えた場合、条例では、許可を受けた者は必要な措置を講じなければならないと書かれていますが、規則（案）概要にはそれ以上書かれていませんので、当該土砂の発生元の土地の所有者・排出する工事を請け負った者（元請）には、条例上の責任は無いと言うことですか。 | ○土壌汚染対策法第4条第2項の調査命令が発出されなかった場合は、大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の５第１項に基づく土地の利用履歴等の調査結果報告書により汚染のおそれがないことを確認することになります。（従って、この場合土壌調査は不要になります。）本条例では、埋立て等の許可を受けた者が、当該報告書をもって汚染のおそれのないことを確認することになります。○更にこれに加えて、許可を受けた者は、施工中、３ヶ月に1回の定期的な水質検査を行うことにより周辺への影響がないかを確認することとしています。水質検査をする排水は浸出水とします。水質検査で基準に適合していないことを確認した場合には、原因の調査や生活環境の保全上の支障を除去するための措置や埋立て等の停止を命ずることができる旨条例に規定しています。また、完了時にも、知事が指定した期日に検査を行うこととしています。○条例では、土砂を発生させる者の責務として、発生させた土砂により不適正な土砂埋立て等が行われることのないよう土砂の適正な処理に努めなければならない旨規定しています。 |
|  |
| その他 | ○事業者に対し、土砂を持ち込んだ車両が公道に出る前に、タイヤ、車体についた土などを洗浄すること、場内から土をまき出さないことを徹底していただきたい。 | ○条例において、埋立て等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置を申請書に記載する旨規定しており、規則では、当該措置の内容として、土砂及び雨水等の流出の防止措置等を記載することとします（様式に規定）。 |
| ○事業者車両の法定スピード厳守､安全運転を指導すること。 | ○車両の法定スピード遵守や安全運転については、周辺住民等の安全確保に配慮する観点から、事業者において対応されるものと考えます。 |
| ○申請、更新などにあたって、森林法、砂防法などの法令違反がないか、各担当部署が事前審査を行うことは当然のことであるが、同時に一元的にそれらの情報を把握すること。 | ○条例の運用にあたっては、森林法、砂防法等の関係法令の所管部署等と連携を進め、情報共有を図っていきます。 |
| ○条例第３条（府の責務）にある必要な施策の推進、第32条（立入検査）の検査及び恒常的な監視の実施が必要不可欠である。このことから規則に、実効性の伴った体制を明記すること。 | ○ご意見は条例の運用に関する事項と考えており規則に規定しませんが、不適正な埋立て等を防止するため、市町村はじめ関係機関と連携しながら、監視指導体制を構築していきます。 |